

令和4年第4回大山町教育委員会

招集年月日 令和4年3月31日（木） 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	向陽寛孝	2番	池嶋順子	3番	狛山洋美
4番	湊谷紀子				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の特例に関する規則の制定について

日程第 4 議案第 2 号 大山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

日程第 5 議案第 3 号 大山町教育委員会後援名義取扱要綱の制定について

日程第 6 議案第 4 号 大山町スポーツ少年団補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

日程第 7 議案第 5 号 大山町立学校の学校医の委嘱について

日程第 8 議案第 6 号 大山町立学校の学校薬剤師の委嘱について

日程第 9 議案第 7 号 指定学校の変更について

日程第 10 議案第 8 号 区域外就学について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和4年4月 日 () 午 時 分

5. 閉会宣言 (午前 時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
2月 28日	月	新日本海新聞社ふるさと大賞表彰式
3月 1日	火	通級入級(継続)検討会、町校長会、中山小地区進出学習会閉講式
2日	水	議会開会
4日	金	議会(質疑・討論・補正予算採決)
5日	土	教職員人事最終折衝(～6日 鳥取市)
8日	火	臨時教育委員会、県立高校一般入試(～9日)
10日	木	教職員人事校長内示
11日	金	町内中学校卒業式、管理職会
15日	火	議会一般質問(～16日)
18日	金	町内小学校卒業式
23日	水	議会(議案の討論・採決・閉会)
24日	木	町内小中学校修了式、大山きゃらぼく保育園卒園式、名和さくらの丘保育園卒園式、町内転出教職員あいさつ式
25日	金	中山みどりの森保育園卒園式、庄内保育所卒所式、大山保育所卒所式
26日	土	名和クライミングコーナーリニューアルオープン記念イベント
29日	火	大山ひめぼたる保育園卒園式、西伯郡教育長会
31日	木	町職員退職者辞令交付式・退任式、定例教育委員会

今 後 の 予 定

4月 1日	金	町職員辞令交付式・着任式、町内教職員辞令交付式、教職員転入者あいさつ式
7日	木	町内小中学校始業式
8日	金	町内小中学校入学式

議案第 1 号

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の特例に関する規則の制定について

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の特例に関する規則を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

大山町教育委員会
教育長 鷺 見 寛 幸

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の特例に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則（平成 29 年大山町教育委員会規則第 3 号。以下「利用者負担規則」という。）に規定する教育・保育給付認定保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(保育料の額の特例)

第 2 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設又は法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育を行う施設に入所する児童で、保育の実施を受ける年度の初日の前日（3 月 31 日）において満 2 歳に達している者に係る大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成 27 年大山町条例第 6 号）第 2 条に規定する利用者負担額（以下「保育料」という。）は、利用者負担規則第 3 条の規定にかかわらず無償とする。ただし保育料の未納がある者はこの限りでない。

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前において納付した又は納付すべきであった保育料については、なお従前の例による。

議案第2号

大山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

大山町教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大山町教育委員会
教育長 鷲見寛幸

大山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

大山町教育委員会事務局組織規則(平成17年大山町教育委員会規則第5号)の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合は、当該移動号を当該移動後号に改め、移動号に対応する移動後号が存在しない場合は、当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合は、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)を削る。

改正後	改正前
(課及び教育支援センターの設置) 第2条 (略) 2 前項の規定により設置された課等の中に室を置くことができる。 (課等の事務分掌) 第3条 課等の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。 幼児・学校教育課 (1)～(11) (略) <u>(12) 小・中学校教員の授業研究に関すること。</u>	(課及び教育支援センターの設置) 第2条 (略) 2 前項の規定により設置された課等の中に室及び班を置くことができる。 (課等の事務分掌) 第3条 課等の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。 幼児・学校教育課 (1)～(11) (略) (新設)

(13) (略)	(12) (略)
(14) <u>小・中学校の学習補助資料作成に関すること。</u>	(新設)
(15) (略)	(13) (略)
(16) (略)	(14) (略)
(17) (略)	(15) (略)
(18) (略)	(16) (略)
(19) (略)	(17) (略)
(20) (略)	(18) (略)
(21) (略)	(19) (略)
(22) (略)	(20) (略)
(23) <u>保育所の保育活動資料の作成に関すること。</u>	(新設)
(24) (略)	(21) (略)
(25) <u>保育士と教職員の指導力向上、資質向上に関すること。</u>	(新設)
(26) (略)	(22) (略)
社会教育課	社会教育課
(1)～(15) (略)	(1)～(15) (略)
教育支援センター	教育支援センター
(削る)	(1) <u>小・中学校教員の授業研究に関すること。</u>
(削る)	(2) <u>保育士と教職員の指導力向上、資質向上に関すること。</u>
(削る)	(3) <u>郷土教材・読本の作成に関すること。</u>
(削る)	(4) <u>保育所の保育活動資料の作成に関すること。</u>
(削る)	(5) <u>小・中学校の学習補助資料作成に関すること。</u>
(1) <u>児童生徒の支援・指導に関すること。</u>	(6) <u>児童生徒の支援・指導に関すること。</u>
(削る)	(7) <u>町誌編纂に関すること。</u>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第3号

大山町教育委員会後援名義取扱要綱の制定について
大山町教育委員会後援名義取扱要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町教育委員会後援名義取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が各種団体等の実施する事業に対して教育委員会の後援名義の使用を承認することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 後援名義の使用の承認を受けようとするものは、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 国又は他の地方公共団体
- (2) 独立行政法人
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (4) 公益法人又は公共的団体
- (5) 特定非営利活動法人
- (6) 教育、学術、文化、スポーツ、福祉・医療、観光の振興事業を行う団体
- (7) 自治会その他の地域活動を行う団体
- (8) 前各号に掲げる団体のほか、教育長が適当と認める団体

(対象事業)

第3条 教育委員会が後援名義の使用を承認する事業は、次のいずれかの内容のものとする。

- (1) 教育委員会の事業の推進、普及又は啓発に寄与するもの
- (2) 町民の教育、学術、文化、スポーツ、地域活動の振興に寄与するもの
- (3) 町民の福祉・医療の増進に寄与するもの
- (4) 地域の観光の振興に寄与するもの
- (5) 地域社会の発展に寄与するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が認めるもの

2 次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する事業は、後援名義の使用を承認することができない。

- (1) 教育委員会の行政方針に反するもの
- (2) 営利又は商業宣伝を目的とすると認められるもの
- (3) 特定の団体又は個人の宣伝又は売名を目的とするもの
- (4) 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるもの
- (5) 政治的中立性、宗教的中立性その他町の中立性を侵すもの

- (6) 教育委員会の名誉をき損し、又は信用を失墜するもの
- (7) 有料で実施するもの。ただし、収益相当額の寄附を目的に実施する場合、又は参加料等の徴収額が当該運営に係る実費相当額である場合は、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が後援名義の使用を不相当と認めるもの
(承認の申請)

第4条 後援名義の使用の承認を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、承認を必要とする日の30日前までに後援名義使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業を実施する団体の概要がわかる書類（同一年度内で最初の申請時のみ）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支見込書（前条第2項第7号ただし書の規定により有料で実施するものに限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めるもの

2 前項に規定する申請書と別様式の書面により申請があったときは、提出された書面をもって後援名義使用承認申請書とみなすことができる。この場合において、当該書面に必要な事項の記載がないときは、聞き取り等の方法により調査を行うものとする。

（承認等の決定）

第5条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、後援名義使用承認通知書（様式第2号）により、不相当と認めるときは、後援名義使用不承認通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定による承認を行うときは、必要に応じて条件を付すことができる。

（後援名義の使用期間）

第6条 後援名義の使用期間は、承認を受けた事業（以下「承認事業」という。）の開始の日から終了の日までとする。

（事業内容の変更）

第7条 申請団体は、承認事業の内容を変更しようとするときは、速やかに後援名義使用事業内容変更届（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

（事業実績の報告）

第8条 申請団体は、承認事業が終了したときは、後援名義使用事業実績報告書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が、特に提出の必要がないと認めたと場合は、この限りでない。

（承認の取消し）

第9条 教育長は、後援名義の使用の承認を受けた団体が次のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 第3条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるとき。
- (3) 第5条第2項の規定により付された条件を履行しなかったとき。
- (4) 後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 教育長は、前項の規定により承認を取り消したときは、後援名義使用承認取消通知書（様式第6号）により当該団体に通知するものとする。この場合において、後援名義の使用の承認の取り消したことによる損害は、申請団体が負うものとする。

（後援名義の無断使用）

第 10 条 教育委員会以外の団体は、教育委員会の後援名義を無断で使用してはならない。

(免責)

第 11 条 教育委員会は、後援名義を使用した事業によって生ずる損害について一切の責任を負わない。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、教育委員会の後援名義の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

後援名義使用承認申請書

年 月 日

大山町教育委員会教育長 様

申請団体 住所
団体名
代表者名

下記の事業は、大山町教育委員会後援名義取扱要綱第3条第2項各号の規定に該当しませんので、当該事業を実施するにあたり、後援名義の使用を承認くださるよう申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 開催日時等
- 3 開催場所
- 4 事業の目的・内容
- 5 他の後援団体
- 6 担当者名・連絡先

備考

- 1 この申請書は、後援名義の使用の承認を必要とする日の30日前までに提出すること。
- 2 事業計画書、その他申請の内容がわかるものを添付すること。

様式第2号（第5条関係）

後援名義使用承認通知書

受 第 号
年 月 日

様

大山町教育委員会教育長

年 月 日付けで申請のあった後援名義の使用について、下記のとおり承認しましたので、大山町教育委員会後援名義取扱要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 開催日時等
- 3 開催場所
- 4 使用する名義 大山町教育委員会
- 5 承認の条件

備考

- 1 申請内容に変更があった場合は、速やかに後援名義使用事業内容変更届を提出してください。
- 2 事業が終了したときは、後援名義使用事業実績報告書を提出してください。
- 3 後援名義の使用承認後においても、大山町教育委員会が後援をすることが適当でないと認めるときは、承認を取り消す場合があります。
- 4 後援名義を使用した事業によって生じた損害について教育委員会は責任を負いません。

様式第3号（第5条関係）

後援名義使用不承認通知書

受 第 号
年 月 日

様

大山町教育委員会教育長

年 月 日付けで申請のあった後援名義の使用について、下記のとおり不承認としましたので、大山町教育委員会後援名義取扱要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 不承認理由

様式第4号（第7条関係）

後援名義使用事業内容変更届

年 月 日

大山町教育委員会教育長 様

申請団体 住所
団体名
代表者名
担当者名
連絡先

年 月 日付けで申請した後援名義使用承認申請書の内容について、下記のとおり変更がありましたので、大山町教育委員会後援名義取扱要綱第7条の規定により届出します。

記

変更事項	変更前	変更後

様式第5号（第8条関係）

後援名義使用事業実績報告書

年 月 日

大山町教育委員会教育長 様

申請団体 住所
団体名
代表者名
担当者名
連絡先

年 月 日付け受 第 号で承認通知のあった後援名義の使用について、下記のとおり実施したので、大山町教育委員会後援名義取扱要綱第8条の規定により報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 開催日時等
- 3 開催場所
- 4 参加者数
- 5 事業の内容
- 6 他の後援団体
- 7 添付資料（決算書等の参考資料を添付してください。）

様式第6号（第9条関係）

後援名義使用承認取消通知書

発 第 号
年 月 日

様

大山町教育委員会教育長

年 月 日付け受 第 号で承認通知した後援名義の使用について、大山町教育委員会後援名義取扱要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 取消理由

議案第 4 号

大山町スポーツ少年団補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

大山町スポーツ少年団補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、次のとおり承認を求める。

令和 4 年 3 月 31 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町スポーツ少年団補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大山町スポーツ少年団補助金交付要綱（令和元年教育委員会告示第 30 号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合は、当該移動条を当該移動後条に改め、移動後条に対応する移動条が存在しない場合は、当該移動後条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後	改正前
(補助対象者) 第 2 条 <u>補助金の交付の対象者は、大山町スポーツ少年団とする。</u>	(新設)
(対象事業) 第 3 条 (略)	(対象事業) 第 2 条 (略)
(補助金の額) 第 4 条 <u>補助金の額は、別表の第 1 に掲げる事業の区分に応じ、同表の第 2 欄に掲げる額以内の額とする。</u>	(補助金の額) 第 3 条 <u>補助金の額は、町長が予算の範囲内で認めた額とする。</u>
(その他) 第 5 条 (略)	(その他) 第 4 条 (略)
別表 (第 4 条関係) <u>別紙 改正後</u>	(新設)

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

1 事業の区分		2 補助金の額
大山町スポーツ少年団に登録する単位スポーツ少年団の活動助成事業	単位団活動補助	次に掲げる額の合算額 (1) 1 単位団あたり 38,000 円 (2) 単位団所属の団員 1 人につき 1,000 円
	熱中症等対策物品購入	5,000 円以内 ただし、1 年度につき、1 単位団あたり 1 回とする。
大会並びに交流会、研修会等開催事業		1 大会等につき 30,000 円以内
指導者の養成事業		指導者 1 人につき次に掲げる額の合算額 (1) 資格登録に要する額 (2) 初期登録手数料の額
ボランティア活動及び地域行事への参加事業		予算の範囲内で町長が認めた額